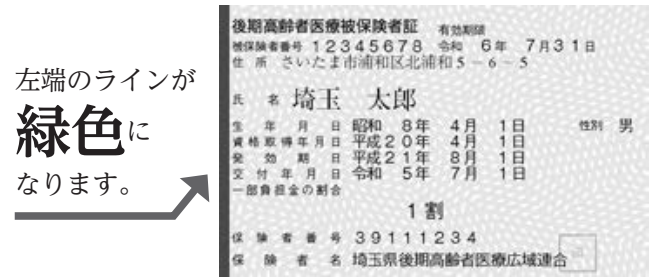


後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送します。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください（新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます）。古い保険証は窓口へ返却またはご自分で裁断して破棄してください。



■限度額適用・標準負担額減額認定証および

限度額適用認定証を交付します

世帯全員が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。現役並みの所得区分（保険証が3割）の方は、所得によって「限度額適用認定証」の交付申請ができます。詳細については、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「令和5年度版 後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。前年度に交付を受けていた方で、今年度も各認定証の要件に該当される方は、申請がなくても新しい認定証を郵送します。

■令和5年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

◆保険料の納付方法

①特別徴収（年金天引き）

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方
※昭和23年4月3日以降生まれの方は、令和6年4月以降に特別徴収が開始

②普通徴収（口座振替または納付書で支払い）

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など
※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替の申込が必要です。
※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

◆保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問合せください。

◆保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合があります。必ず納期限内の納付をお願いします。

問合せ 杉戸消防署 救急担当 ☎ (33) 0119

対象 埼玉東部消防組合管内4市2町に在住・在勤・在学の中学生以上の方
費用 無料 **定員** 10名（申込順）
申込期間 7月20日(木) 9時～8月19日(土) 17時

問合せ 埼玉東部消防組合消防局 総務課職員担当
☎ (21) 2711

申込期間 7月5日(水)～8月2日(水)

試験日 第1次試験 9月17日(日)
第2次試験 10月実施予定
※詳細は第1次試験の合格者に通知

定期普通救命講習Ⅲを実施します

日時 8月20日(日) 9時～12時
場所 杉戸消防署 2階第1会議室
内容 心肺蘇生法（小児・乳幼児）、AED（自動体外式除細動器）の使用方法など

消防職員を募集します

埼玉東部消防組合では、令和6年4月1日採用予定の消防職員採用試験を実施します。

採用試験 消防吏員（上級・中級・初級）
※採用予定人数・受験資格は、受験案内に記載
受験案内 ①消防局総務課および各署所で配布
②消防局ホームページ（右QRコード）からダウンロード



国民健康保険にご加入の皆さまへ

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線257・457

■令和5年8月1日から被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限満了日は、7月31日(月)です。

新しい被保険者証（ピンク色）は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。記載内容を必ずご確認ください。

70歳から74歳までの被保険者の方は、医療機関等で支払う医療費の自己負担割合（2～3割）が記載されています。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日(火)から令和6年7月31日(水)です。令和6年7月31日までに70歳の誕生日を迎える方は、有効期限が誕生月の末日までとなっています。有効期限前に、新しい被保険者証を送付します。
なお、有効期限切れとなった保険証はご自身で破棄しても差し支えありません。

■限度額適用認定証および

限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、申請が必要になります。申請手続きは、8月1日(火)からの受付となります。

発行対象者

16歳以上の国保加入者（国保未加入の世帯主も含む）が全員所得の申告をしている世帯の方
※所得がない方や、親族の扶養になっている方も申告が必要です。
※70歳以上75歳未満の方は、限度額適用認定証が不要場合があります。

70～74歳までの方には「高齢受給者証」の表記があります



■令和5年度国民健康保険税納税通知書

納税通知書を世帯主あて(世帯主が加入していない世帯も含む)に送付します。記載内容をお確かめください。

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納した場合、通常の被保険者証のかわりに有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されることになりますので、必ず期限内に国民健康保険税を納付しましょう。

警察官採用試験を実施します

問合せ 杉戸警察署 警務課 ☎ (33) 0110

第2回試験 受付期間 7月13日(木) 9時～8月23日(水) 17時

試験区分	採用予定者数		第1次試験		第2次試験			採用予定日
			試験日	合格発表	身体検査	人物試験・体力検査	最終合格発表	
Ⅰ類	男性	17人	9月17日(日)	10月2日(月)	10月7日(土)または10月8日(日)のいずれか1日	10月21日(土)～29日(日)までの間のいずれか1日	12月22日(金)	令和6年4月1日(月)または令和6年10月1日(火)
	女性	10人						
Ⅱ類	男性	5人						
	女性	3人						
Ⅲ類	男性	75人						
	女性	10人						
武道・体育指導Ⅰ類	柔道	2人						
	剣道	1人						

※欠員の状況により令和6年4月1日または令和6年10月1日の採用となります。

杉戸警察署にて採用セミナーを開催します。詳細や申込は杉戸警察署までお問合せください。

日時 7月14日(金) 17時～19時30分・15日(土) 9時～11時30分